

# 磐田市こども医療費助成制度

磐田市では、本市住民基本台帳に記載され、健康保険に加入している高校生年代(18歳年度末)までのこどもを対象に通院・入院に係る医療費の助成をしています。

<助成内容> 令和4年10月からこども医療費の助成事業を拡大しました。

対象年代	種別	自己負担額 (保険診療分のみが対象)
高校生年代まで (0歳から18歳年度末まで)	通院	無料
	入院	無料 ※ 食事療養費も助成対象

\* 保険診療以外の診療費や経費は助成対象外です

(特定初診料・入院証明書料・診断書料・健診代・予防接種代・差額ベッド代・個室料・おむつ代 など)

\* 第三者行為(交通事故等)による傷病に係る医療費は助成対象外です

\* 健康保険などからの高額療養費や給付金は助成額から除きます

\* 次の場合は受給資格がなくなり、こども医療費受給者証を使用できなくなりますので、ご注意ください

① 磐田市から転出した場合

② 健康保険を脱退し、新たな健康保険に加入しない場合(新たに加入した場合は、再度申請してください)

## 1 助成を受けるには

県内の医療機関や薬局で、毎回必ず「こども医療費受給者証」と「健康保険証」を一緒に提示してください。ただし、以下の場合は、**4 医療費の払い戻し(償還払い)**を参考に、**診療(支払)月の翌月以降に**、裏面の申請窓口で手続きを行ってください。

**申請ができる期間は受診日から1年以内、同月分はまとめて申請してください。**

① 県外の医療機関等で受診したとき

② こども医療費受給者証を提示しないで受診したとき

※ 健康保険証も提示しなかった場合(窓口で10割を支払った場合)は、事前に保険者(加入している健康保険)に申請し、7割分又は8割分の返金を受けてから、市へ申請してください。

③ 保険適用となる補装具を作成したとき

④ 育成医療等の公費負担医療を受けて一部負担金を支払ったとき

## 2 学校、保育園、幼稚園、こども園でケガをして受診した場合は?

学校、保育園、幼稚園、こども園が「日本スポーツ振興センター」の保険に加入している場合は、**病院等でこども医療費受給者証を使用せず、こどもの学校等で同センターの保険申請を行ってください。**

※こどもの学校等が「日本スポーツ振興センター」の保険に加入していない場合は、こども医療費受給者証を使用して受診し、**4 医療費の払い戻し(償還払い)**を参考に、申請窓口で手続きを行ってください。

## 3 変更手続き 次の内容に変更が生じた場合は、市役所窓口で手続きを行ってください。

※保護者以外の方が申請を行う場合には、委任状が必要です。様式は磐田市ホームページからダウンロードしてください。

① 受給者・保護者の氏名

② 受給者・保護者の住所

④ 加入する健康保険

⑤ その他

持ち物: こども医療費受給者証・こどもの健康保険証・申請者様の本人確認ができるもの(運転免許証等)

#### 4 医療費の払い戻し（償還払い） ※申請月の翌月末に指定口座に振り込みます。

持ち物：①医療費の領収書(レシート不可) ②保護者(受給者)名義の預金通帳 ③子ども医療費受給者証  
④子どもの健康保険証 ⑤申請者様の本人確認ができるもの(運転免許証等)

※ 以下の場合は、上記以外に持ち物があります

##### (1) 健康保険証を持たずに受診した場合 (窓口で10割を支払った場合)

→保険者(加入している健康保険)から7割分又は8割分の返金を受けた後に、  
保険者からの返金額が分かるもの(支給決定通知等)を上記持ち物(①~⑤)に加えてお持ちください。

##### (2) 保険適用となる補装具の払い戻し申請

→上記持ち物(①~⑤)に加え、医師の指示書、保険者からの給付金額が分かるもの(支給決定通知書等)が必要です。(保険者に指示書、領収書の原本を提出する場合は、コピーをとっておいてください。)

##### (3) 公費負担医療(育成医療・小児慢性特定疾患・自立支援医療(精神通院医療)、肝炎治療特別促進事業)の受給資格がある場合

→育成医療等の公費負担医療受給者である証明を病院等へ提示し、一部負担金等を支払ってください。  
(子ども医療費受給者証は提示しないでください。)

支払(診療)月の翌月以降に、上記持ち物(①~⑤)に加え、公費負担医療を証する書類(公費負担医療の受給者証、管理票等)をお持ちください。

#### 5 医療費が高額になった場合 同月内の医療費が高額療養費制度に該当した場合

##### 子ども医療費受給者証の助成を受けている場合

→市が被保険者に代わり高額療養費の申請を行います。  
対象者には、市から委任状を送付しますので提出をお願いします。

##### 子ども医療費受給者証による助成を受けず、保険診療額自己負担額を支払っている場合

- ①加入している保険者へ高額療養費の申請をしてください(詳細は加入保険者へお問い合わせください)
- ②保険者から高額療養費支給決定通知が届きます
- ③ **4 医療費の払い戻し(償還払い)** を参考に申請窓口で子ども医療費の助成申請をしてください

#### ◆適正な受診のお願い◆

磐田市では、18歳の年度末までの子どもが病気やけがをしたときに、安心して病院などで受診していただけるよう医療費の助成制度を実施しています。限られた財源を有効に活用し、この制度をこれからも維持していけるように、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ☑かかりつけ医をもちましょう!
- ☑ジェネリック医薬品を活用しましょう!
- ☑休日・夜間に子どもの急な病気で心配なときは、まずは電話相談をしてみましょう!

静岡子ども救急電話相談 #8000 または 054-247-9910

**対象者** 概ね15歳までの子どもの保護者

**相談時間** 平日18時~翌朝8時 / 土曜13時~翌朝8時 / 日祝(年末年始含む)8時~翌朝8時



#### <問い合わせ先>

・磐田市役所 子ども未来課 Tel 0538-37-4896 Fax 0538-37-4631

#### <申請窓口>

- ・磐田市役所 子ども未来課 (磐田市総合健康福祉会館iプラザ3階)
- ・福田支所・竜洋支所・豊田支所・豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ